

## 長久手未来まちづくり懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 人口減少へ向かう2050年を見据え、本市のあるべき姿について、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、「長久手未来まちづくり懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、必要な事項を協議し、意見を述べ、必要な提言を行うものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地元企業代表
- (3) 地元団体代表
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、長久手未来まちづくりビジョンの策定に関する協議の終了をもって終わるものとする。

2 委員の欠員により新たに委員を補充する場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 懇話会にコーディネーターを置き、懇話会の運営を行う。

2 懇話会は、公開とする。

(会議の招集)

第6条 懇話会は、市長が必要と認めたととき招集する。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、市長公室政策秘書課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月16日から施行する。